

証拠収集手続の拡充等を中心とした
民事訴訟法制の見直しのための研究会
(第33回)

日時 令和7年10月22日(水)18:15～
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室
*オンライン併用にて開催

○座長 それでは定刻ですので、本日の研究会を始めたいと思います。本日もご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、秘密の保護について議論したいということです。まず、配布資料の全体について、法務省からご説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明いたします。資料 33 では、第 1 において「民事訴訟において裁判所が当事者に秘密の保持を命じることができる仕組み」を、第 2 において「秘密保護のための閲覧等の制限」を、第 3 において「第三者に文書提出命令を発する場合における秘密保持命令及び閲覧等の制限」を、それぞれ取り上げております。この資料の詳細については、各項目のご議論の際に順次説明をさせていただきます。これまでの議論を踏まえて、具体的な制度案を検討対象として提示しておりますが、規律の見直し等に関する一例を記載したものであり、委員の皆様からは、これに限らず積極的なご意見を頂ければと考えております。今回の配布資料の全体についての説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。それから、前回、弁護士委員の 3 名の先生方から提出いただいた資料、参考資料 14 がありました。これについて、本日前半を終えた段階で、ご説明をお願いできればと考えております。

それでは、本日の内容に入っていきたいと思います。まず、資料 1 ページ以下の第 1 「民事訴訟において裁判所が当事者に秘密の保持を命じることができる仕組み」について、取り上げたいと思います。この部分の内容的なご説明をお願いいたします。

○法務省 簡単にご説明いたします。第 1 「裁判所が当事者に秘密の保持を命じることができる仕組み」では、1 として、裁判所が当事者に対し一定の秘密情報を訴訟追行の目的以外の目的で使用してはならないことなどを命じることができる仕組みを設けることについて取り上げております。2 として、この秘密保持命令に違反した場合の制裁について、どのように考えるべきかということを検討事項として取り上げております。第 24 回会議では、既に秘密保持命令の制度が導入されている特許法上の訴訟などとの比較において、民事訴訟一般に秘密保持命令の制度を設けることの是非等についてご議論いただいております。2 ページの「1 従前の議論等」では、そのような従前の議論等をまとめているところです。今回の資料 33 では、この点を更にご議論いただくに当たり、3 ページの「2 民事訴訟における当事者が保有する秘密情報の取扱いについて」では、現在の民事訴訟法における秘密情報の取扱いや、特許法等における秘密保持命令の制度の趣旨等を踏まえた上で、民事訴訟一般において秘密保持命令の制度を設けることの必要性等について、考え方を提示しているところです。

次に、6 ページの「3 保護の対象となる秘密情報について」では、秘密保持命令の制度を設けた場合に保護の対象とすることが考えられる秘密情報として、どのようなものが考えられるかということについて取り上げております。続いて 8 ページの 4 では、本文の 2 の関連ですが、秘密保持命令違反に対する制裁ということで、秘密保持命令違反に対してどのような制裁が考えられるのかをご議論いただくために、検討対象として取り上げてい

るところです。さらに、8 ページの 5、6、7、8 までで、秘密保持命令の制度を設けるかどうかのご議論を更に進めていただくために、これに関連する論点をいくつか提示させていただいております。今回の資料の第 1 の説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの第 1 について、ご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員 先に質問というか、これはいわゆる attorneys' eyes only 的な規律というものを入れた上で、弁護士だけがこういったものの対象になるというような規律の可能性を排除していない、あるいは排除しているというようなことで、現時点でお立場がありましたら教えていただければと思います。

○法務省 attorneys' eyes only というのは、一応意味合いを確認しますと、代理人は見られるのだけれども、その代理人の依頼者である本人は見られないという理解でよろしいですか。

○委員 そうです。

○法務省 そういったものを手続のどこかの段階で入れるというようなことを否定しているのかどうかというところですが、特にその点について何か明示的に事務局の案が、賛成や反対の前提があるということはありません。多分その点については、委員の皆様方に議論を頂くところかと思いますが、恐らく違いとしては、当事者が知った上で秘密の保持を命じられるというのと、訴訟資料になるものについて、当事者本人が見ることすらできないというのは、当事者の権利との関係でいろいろな難しい問題を生じさせる論点なのかとは思っています。

第 3 の所で少し記載がありますが、裁判所が証拠調べをする前の段階の文書提出命令により提出された資料があつて、実務上の取扱いとして、まだ訴訟記録ではないという状況に関しては、その取扱いとして代理人だけ見られるようにするというような、裁判所の訴訟指揮を否定するものではないというような記載が 1 つあります。しかし、実際に証拠調べがされたりとか主張書面として提出され、訴訟記録となった後のものを当事者も見られないというような規律があり得るのかというのは、恐らくその当事者の権利との関係で大きな問題を生じ得るのではないかと、そのような論点の認識をしているところです。

○座長 ありがとうございます。完全に排除しているわけではないということかと思いません。

○委員 実務家の方々に立法事実的なもの、立法の根拠となるような出来事などがありましたら、それを教えてもらいたいと思っております。要するに、SNS などは抽象的には分かりますし、プライバシーなどが大事なことはもちろんそうなのですが、現行法の秘密保持、閲覧制限で足りないという必要性のようなものが、どのぐらいあるのかが分かれば、少し議論がしやすいかと思ったということです。

○座長 ありがとうございます。実務的な必要性のようなことかと思いますが、もしどなたか御発言いただけるようでしたら、お願いします。

○委員 日弁連としては、2012年の立法提言にもありますように、文書提出命令の除外事由の削除、更には当事者照会の拡充、また早期開示命令制度の新設ということで、情報証拠がどんどん収集できるということをまず提案しております。だからこそ、その裏返しとしてと言うと言葉が適当ではないかもしれませんが、その弊害が出ないように秘密保持命令ということも併せて提言しています。この研究会では、残念ながら日弁連の意見に対して必ずしも賛成意見が多いわけではないのですが、日弁連が提案している秘密保持命令というのは、まず証拠収集の拡充があつての話で、そこに秘密保持命令の立法事実があると考えております。

○座長 ありがとうございます。

○法務省 法務省が立法事実について直接お話できるわけではないのですが、資料の記載との関係で一般的な社会情勢として書かせていただいたのが、資料5ページの、情報通信技術の発展に伴い情報の拡散が容易になっているところ、広く社会に認識されているのかと思います。そういうところとの関係で、実際にどういう問題、リスクが生じているのかについて、皆様の経験やお考えなどがありましたら、ご議論いただけるとよろしいのではないかと思います。

○座長 ありがとうございます。

○委員 先ほどの委員のお答えに関して、感想みたいなものを申し上げます。新しい提言が通ることが前提のようにも聞こえたのですが、新しい提言と秘密保持というのは、確かに情報がよく出るようになれば、秘密を出さなければいけないとされる側ではそれを守りたいと思うことが多くなるでしょうし、出しやすくするために秘密保持の制度を設けるといふ理屈は分かるのですが、制度的には、一応切り離して考えるべきことではないかという感想を持ちました。

○座長 ありがとうございます。

○委員 私は、前回というか24回の会議は所用で出席できていませんでしたので、理解が不十分なところがあるのかもしれないのですが。基本的には、この問題というのは、例えば営業秘密、あるいは私生活上の重大な秘密について、当該訴訟における主張立証にそういった情報を出す必要があるという状況がそれなりにあって、しかしそれが例えば相手方当事者に知られ、当該相手方当事者が訴訟以外の場面で何らか悪用するというか、目的外に利用するというおそれがあるために、そういった情報をうまく訴訟資料として提出することが難しいというような状況があるとすれば、秘密保持命令の制度を設けることには一定の合理性があるということかと思われま。

一般的には、正に特許等の場合はそうであると考えられているのだと思いますが、特許の場合だけではないだろうと。今日の資料で、4~5ページにかけて不正競争防止法が適用にならないような場面でも、似たようなシチュエーションが起こり得るのではないかといたご示唆を頂いているところです。そういった状況が生じるのは、特許や不正競争防止法上の訴訟だけでないとすると、一般民事訴訟法上の規律としてそのような規律を設け

るという考え方自体は、これは一応あり得るのではないかと思います。ただ、どの程度そのような状況が一般訴訟で実際に問題になっているかという意味で、先ほど立法事実という話がありましたが、どの程度ニーズが大きいのかということについては、私自身はちょっとよく分からないところがあるので、その辺りについて更に情報があるのであれば、頂けると有り難いとは感じるところです。

その問題と今の申し上げた点は、自分で持っている情報を出すということにも当てはまるので、必ずしも第三者ないし相手方当事者から取得することができる情報の範囲を、これによって広げるかどうかということとは、また別の問題かと思えます。日弁連のご提案では、今申し上げた所も前提とはなっているのだと思えます。それに加えて、このような制度を設けることによって、現状よりも収集できる情報の範囲を広げることに伴う問題点を解消しようという狙いがあるということかと思えます。その辺りは私もよく分からないところがあるのですが、営業秘密の話と私生活についての重大な秘密の話とで、全く同じなのかどうかはよく分からない感じがいたします。営業秘密なのか、それとも技術又は職業の秘密なのかという問題もあるかと思えますが、両者、営業秘密と技術又は職業の秘密が基本的には重なるのだという理解に仮に立ったとすると、その営業秘密について秘密保持命令の仕組みを設けることによって、技術又は職業の秘密として保護されるかどうかの比較衡量に際して、秘密保持命令が発令される可能性があるといったことが斟酌されて、現状よりも提出義務が認められやすくなるということはあるような感じがいたします。

他方で、私生活上の重大な秘密についても、自己利用文書の除外事由を廃止して、私生活についての重大な秘密という除外事由を作った上で、その点について比較衡量の余地があると考えるのであれば、似たような話になるのかとも思うのです。仮に、自己利用文書自体は残るということで考えた場合には、恐らく自己利用文書で保護される範囲というのは私生活についての重大な秘密が含まれていて、かつそれが開示されると、社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるとまで言えるものに限られないような感じもいたします。私生活についての重大な秘密について、秘密保持命令を認めることによって、何か出てくるものが増えることになるのかどうかは、ややよく分からないような感じもいたします。

他方、仮に自己利用文書について、日弁連の提案などにありますように削除することにしたとすると、それはそのこと自体によって提出義務の範囲は相当に拡大することになると思われま。しかし、私生活についての重大な秘密は、恐らく除外事由として新設する方向だと思いますので、そのときに拡大された部分についての問題を解消するためにこの秘密保持命令が使えるかということ、拡大された部分は私生活についての重大な秘密に当たらないとまでは言えない部分だということだとすると、秘密保持命令の対象にもなりそうにないということになるので、その改正をうまく納得してもらうための手立てとして、秘密保持命令を使うということが、その関係ではちょっとうまくいかないのかという感じもします。その辺りをどう考えるのかということが、検討課題かという気がしている

ところでは。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今の委員のご意見に関連して、私見を述べさせていただきます。資料7ページの17行目、「そのほか、これに準ずる程度に重大な秘密情報であるとして、秘密保持命令や訴訟記録の閲覧等を制限する制度の対象とすべきものがあるか」という所に関連して、今、委員がおっしゃったことは、非常に重要な視点だと思っております。より証拠が出やすくするためには、この対象をもっと広げるべきではないかと個人的には思っております。一例として、先ほど委員も例に挙げられた自己利用文書の関係でいきますと、団体の自由な意思形成過程を阻害するおそれのあるもの、これを対象にしてはどうかと考えているところです。そうすることによって、より自己利用文書として出しやすくなるわけで、そのことで訴訟も充実しますし、他方で提出されることの弊害もなくなるということが考えられるのではないかと思っております。1つの例として申し上げました。

○座長 ありがとうございます。今、自由な意思形成過程の話に言及していただきましたが、秘密保持命令のほうの要件をどう立てるかということに関係することかと思えます。

○委員 今の委員の発言は、自己利用文書を削除した上でプライバシーあるいは私生活上の秘密を加えるということではなく、自由な意思形成過程の話をされました。先ほどの委員の言われた私生活上の秘密の所に戻りますが、念のために日弁連の案としては、220条の中に私生活上の重要な秘密を除外事由として入れることを、併せて提言しています。そのときには、その支障を受忍させることが不当と認められるものというような要件で限定していますので、先ほどの委員のご質問に少しお答えできているような気がいたしました。

○座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○委員 2点ほどあるのですが、1つは、どういうものをこれでカバーするかということ想定されているかに関わるのですが、訴訟記録になるようなものを念頭に置くと、秘密保持命令の対象にしつつ閲覧制限が掛かっていない状況があるというのは不自然な気がします。閲覧制限とリンクするのが素直な理解なのかと思いましたが、そういう理解でよいのかどうかです。

逆に、訴訟記録に残らないような形で秘密情報が審理の場に登場するというケースは、一応あり得るような気がします。そういうものが関係者から広がっていかないように、秘密保持命令というものが使われるというケースは考えられなくはないような気がします。ただ秘密保持命令をすると、命令自体が文書化されて、それが訴訟記録に綴られるということだと、やはり閲覧制限とセットにならなければ機能しないことにもなりそうな気がします。結局、どういうもの対象にどういう伝播の形を止めることを考えるのか、特に記録に載っているものについて考えるということではよいのかどうか、確認させていただきたいのが1点です。

もう1つは、私は知財のことはよく分からないのですが、B to Bのシチュエーションで営業秘密その他が現れてきて、そしてそれを余所に見せるなどか使うなどというときには、

当事者双方とも一般とか競合他社にそれを知られるということに得はないことが多いのではないかという気がしております。そういう意味では、むやみやたらと漏らすということは、どちらもそんなに想定はしていないのではないかという意味で、念押しのようなところがあるのではないかと。もちろん、こっそり使って何か新製品を作ったというのは問題があるかもしれませんが、いわゆる開示するということとの関係では、そもそも積極的にみんなに開示したりという発想には当事者はあまりなっていないのではないかと。

他方で、一般民事の文脈で考えると、製造物責任を追及していたり、そもそものビジネスモデルの問題性みたいなものを追及していたりということになってくると、一方は営業秘密だと考えているものが、他方の側から見ればそれが正に違法性の1つの源泉であり、その妥当性を世に問うということに、他方当事者の、少なくとも事実上の狙いがある、というケースも結構ありそうな気がしております。そのときに、情報利用の目的を制限するというアプローチが成功するのかどうかというところが少し気になるところです。正に、行われていることの実態をオープンにさせて世に問うということに、少なくとも一定の狙いがあったケースも考えられるとすると、それは本来の訴訟の目的ではないので、そういうことはすべきではないと割り切っていくことがいいことなのかどうかということ、少し議論した上で、本当にするかどうかを考えたほうがよいのではないかと、そういうことを思ったというのがもう1点です。

○座長 前半は閲覧制限との関係ということですが、これはご質問でしょうか。

○法務省 前半の閲覧制限とリンクするののかというものと、この資料で基本的に議論の対象にしているのが、訴訟記録になるものを念頭に置いているのかということについて、いずれも基本的には、秘密保持命令の対象になるものについては第三者の閲覧制限の対象とリンクすることを想定した資料になっています。具体的には、例えば、「第2 秘密保護のための閲覧等の制限」に関する所ですが、資料12 ページの7行目に、保護の対象の議論のところで、「秘密保持命令の保護の対象の検討(第1の3(1)参照)と同様に」という記載があり、対象の議論は秘密保持命令と第三者閲覧制限がリンクしていることが前提となっています。

次に、訴訟記録になるものを対象とした議論なのかということについても、基本的には訴訟記録の対象になるものについての議論を想定しています。この点に関係する記載としては、第1の関係ですと、資料8 ページの5の「当事者照会に対する回答により得られた情報について」という所で、資料の案としては秘密保持命令の対象とはしないという記載をしています。また、第3の第三者に対する文書提出命令の場面において、資料17 ページの2で、実務上の取扱いとして文書が提出されて訴訟記録になる前の段階が存在していることを前提としたときに、そこにおける閲覧に関する取扱いについて裁判所の訴訟指揮等により対処が行われているところについて、その訴訟指揮の内容に一定の制限を設けるものではないというような記載をしています。この部分は、訴訟記録になる場面の例外的な場面として記載しているところですが、それ以外の資料の記載については、基本的には

訴訟記録になる場面を想定して記載しています。

○座長 ありがとうございます。

○委員 先ほど一人前の委員が言われた点のうち後半のお話に関してなのですが、今日の資料では「当該訴訟の追行の目的以外の目的」となっていますが、少なくとも規範の問題というか、特許法などにもそう書いているということだと思のですが、当該訴訟の追行の目的というのは正に追行することであって、その訴訟をなぜ追行しているかという、被告を困らせたいであるとか、被告の悪事を世に公にしたいからであるといったような動機が仮にあるとして、そのために使うということをもって当該訴訟の追行の目的に使うというようには、一般的には考えないのではないかと思います。

ですが、ご指摘の点というのは結局、特許とか不正競争防止法の世界で秘密保持命令が実際に期待できる機能というか、実際上の実効性とは必ずしも状況を同じくしない一般民事訴訟における様々な当事者がいると考えたときに、そこで期待できる実効性というか効用には違いがあるのではないかとすることを指摘されたとも解し得るように思われ、その点は重要な論点ではないかと感じるところです。

以前、消費者契約法の改正の関係で、やはり秘密保持命令のようなものを導入することが考えられないかということが議論されたことがあったように記憶していますが、その際には特許などとは違って、消費者と事業者との間での訴訟ということになると、消費者に秘密保持命令を課したところで、あまり実効性が期待できないのではないかという声が非常に強く、なかなか議論が進まなかったと。それを仮に適格消費者団体や特定適格消費者団体に限定したとしても、なお実効性は期待できないという声が非常に強かったということもあって、その辺りの問題が実際に一般民訴の規律として、こういった規律を入れていくとなれば、検討課題というか克服しなければいけない論点になってくるかという気はいたします。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 この問題については、もちろん立法事実があるのかどうか、特に実際に閲覧制限が掛かったような訴訟記録に書かれた情報を開示して、不法行為に基づく損害賠償請求が成立し得るということを前提に書いてあるのですが、そういうことが請求された例があるかどうか少し疑問に思いました。ただ、私自身はこのような制度を設けること自体に対しては前向きというか、積極的に検討すべきだとは思っています。

1 点気になるのが、この提案ですと、当事者だけでなく第三者の営業秘密やプライバシーも対象となり得ることなのですが、そうすると、その範囲をどう画していくのかとか、どうやって第三者の秘密を当該第三者抜きで認定していくのかという問題も出てくるかと思えます。多分、特許法は基本的に自分の持っている自分の営業秘密についてしか問題にならないので、第三者は入れていないとは思っています。その意味では、第三者の秘密を得ることによる影響は別途考える必要があるのかと思えます。

その範囲について、場面はずれるかもしれませんが、証言拒絶事由あるいは文書提出義

務の除外事由である技術又は職業の秘密について、文書の所持者が第三者に対して守秘義務を契約上負っている場合に、反射的に所持者自身の職業の秘密になるので、したがって保護の対象になるという説明がされていると思います。そのような関係にある第三者なのか、もう少し無制限に広がり得るものなのかという、この制度を導入するに当たっては検討すべきなのではないかと思います。

実際に導入したとしても、恐らくどんな制裁を置くかにもよるかと思うのですが、発令される場面や範囲はそれほど広範なものにはならないのであろうかとは思っております。例えば、裁判所侮辱罪がある国ですと、より一般的なプロテクトオーダー、つまり訴訟について知った情報については目的外で使ってはいけないというような一般的な命令があって、これに違反したら裁判所侮辱罪にあたりとされつつも、実際には罪に問われることはあまりない形で運用がされていたりするのではないかと思っております。

もし、制裁をかなり重い形で作るのであれば、違反の場合に制裁が課される秘密保持命令は制限的にしないと、窮屈な制度になるのではないかと思っております。その意味で、方向性には賛成なのだけでも、範囲についてはより詰めていく必要があると思っております。

○座長 ありがとうございます。第三者の話は資料の第2の所でも出てきますが、おっしゃるように問題はあろうかと思えます。

○委員 少し細かいと思っていて躊躇したのですけれども、今の委員のお話で、不正競争防止法あるいは特許法では、当事者の保有する営業秘密と書いてありまして、その保有の中に、第三者の営業秘密も入るような解釈がなされているようです。今回のご提案は、「の」ということで、正当な権限の方を外に出しているようにも思うのですけれども、その辺りは特許法、不正競争防止法とは異なる解釈なのか、それとも同じに考えた方がいいのか、教えていただければと思います。

○座長 ご質問ということですが。

○法務省 法務省ですが、特許法の解釈と整合するのかというところについて、直ちにお答えすることはできません。

○委員 情報というのはご承知のとおり、特に最初から処分権や管理権が決まっているわけではないので、営業秘密について、書きぶりによっては、どこまでの範囲かというのが分からなくなり、整理が難しくなるように思ったのです。

私生活上の秘密につきましては、第三者の私生活上の秘密を、自分から出す側がどの程度気を遣わなくてはいけないかどうかということが、まだ弁護士会のほうで議論が詰まっていますので定見はございません。広すぎるような気もいたします。

○座長 広すぎるとおっしゃるのは。

○委員 つまり、第三者の秘密を当事者が秘密保持命令だったり閲覧制限の対象にするというのは、立法事実の有無を、その影響を含めて判断が今はしづらい状況だということだと思います。

○座長 なるほど。分かりました。

○委員 先ほどの委員から制裁の話がありましたので、日弁連の見解をお伝えいたしますけれども、日弁連としましては刑事罰が相当であると考えております。

理由としましては、営業秘密に対しては特許法が既に刑事罰を持っているところでして、特許法につきましては、私生活上の重大な秘密については含まれていないわけですが、私生活上の重大な秘密で、なおかつ社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるようなものを、漏洩されるということについては、一人の人の一生を台無しにする可能性もあるわけですし、それは営業秘密で事業の活動に支障を生ずるおそれに十分準ずる重大な違法行為というように考えて、刑事罰が相当であろうというように考えております。

○座長 ありがとうございます。

○委員 資料 8 ページの 5 に「当事者照会に対する回答により得られた情報について」という項目がありまして、日弁連としては、引き続き当事者照会の提案も旗は下ろしていませんが、ここで秘密保持命令の対象としないということにも疑問を持っております。

もう一方で、参考資料 11 でお示ししている提案の 2 ページで、秘密保持義務のことを申し上げております。今回の資料は命令でありまして、義務とは若干ずれるかもしれませんが、そのような提案をしておりますので、これも成案の暁には入れていただきたいと思っております。当事者同士でやり取りをしたものについて包括的に秘密保持義務を課し、提出された証拠については閲覧制限等の申立て、今日の第 2 ですけれども、それがなされないか、あるいは閲覧制限が掛からないことを確定したときにはじめて秘密保持義務が解除される。このようなことを提案しております。

○座長 はい。そのほかはいかがですか。

○委員 今の制裁の点なのですが、知的財産法の秘密保持命令違反に対しては刑罰が科されているのですけれども、必ずしもそれと並びにする必要性はないのではと思っております。そもそも特許権侵害自体が刑罰が科される世界、秘密それ自体を刑罰で保護している世界とやや違うのではないのではとも思います。それとは異なるプライバシーとか、もう少し広いものが含まれてくるとなると、科料などでも十分に制裁としては機能するのではないかとも思います。外国の例を見ても秘密保持命令に違反したら、制裁が科されることになっているだけで抑止効果が、ある意味期待はできるのではないかと思っておりますので、制裁に関しては知的財産法と同じにする必要性は必ずしもないのではないかと考えています。

○座長 ありがとうございます。先ほどは実効性という話もありましたけれども、いろいろな考え方があるところかと思えます。

○委員 制裁というか効果のところ、単純に重いほうがいいのかどうかという議論もあるかと思うのですけれども、やってはいけないことは明らかだというものに対して、わざわざ秘密保持命令を課すというのは、何か私のイメージとしては、私が特許法を結局よく分かっていないということを開示するだけなのですから、刑事罰を科す上で予測可能性

的なことを考えて、やってはいけないということは明らかだとしても、これをしたら刑罰が発動するということが秘密保持命令が出ることによって明確になって、その違反を刑罰をいざ科そうというときにも捉えやすくなるということ、抽象的に営業秘密を開示したということを抑え止めるということに比べると、秘密保持命令を介在させるということによってその禁止行為や、あるいは立証すべき刑罰対象行為というものが明確になるという、そういう狙いが一面であるのかなという、若干想像が入っていますけれども、気がしております。

他方で、やってはいけないかどうかがあまりはっきりしていないことを、これはやらないでくださいという意味で行為を特定して秘密保持命令、何か禁止命令を出すというときには、必ずしもそれが効果として強力なもの結び付いているかいないかというよりも、やってはいけないかどうかよく分からないので、これだけはやらないでくださいという範囲を作りますという、それはそれとしてどうやって正当化するかという問題はあるかもしれませんが、そういう狙いであれば、必ずしも当然に強い制裁と結び付いていなくても、そういうことをすることに何らかの効果はあるということなのかなという気はするのです。

そういうことを振り返ってみたときに、特許法とかで想定されているようなことというのは、これは基本的にはやってはいけないというのは誰もが分かっていることで、しかし、そこから刑罰権の発動というところに行くためには、1回そこをお互いに確認することが必要でしょうという、そのように作って刑事罰を科しているということなのか、どうなのか。あるいは、一般民事の世界に持ってきたときに、先ほどの発言と若干、関わるかもしれませんが、そんなにやってはいけないということが、これまでみんなが明確に思っていた行為なのかということが1つの問題になりそうで、それがそうだというのであれば、刑罰を科す上では対象行為を明確化する秘密保持命令というのを介在させるということが一応有益でしょうという、そういう説明の仕方があり得そうなところではあります。ただ、実際、そのように説明している、すべきものなのかどうかということはお問題で、実は、そうでもない行為のところ、ある種やってはいけないことなのですよというメッセージを発するという狙いでもって、あえて秘密保持命令を出すという狙いであるとすれば、急に刑事罰という話でなくてもいいのかもしれない。結局、対象にしようとしていることが従来どのくらいいけないと考えられてきたのかということがどのくらいはっきりしているのかというのが、逆に言うと課題になってくるのかなという気がしています。

そこがあまりはっきりしていないとすると、秘密保持命令が出ないのであれば別にいいという逆が取られていくということも、もしかするとあるかもしれないし、そういうことになっていくのだとすれば、広くやってはいけないことの中で、これだけはやらないでというメッセージを出したいのに、やってはいけないのはこういう場合であって、ほかはそうでもないのだというメッセージに聞こえるという可能性もなくはないのかなという気がします。だから、その辺の損害賠償責任が生ずる可能性があるというのは、そのとおりだ

と思うのですけれども、それがどのくらいの納得感というか相場観で今まで受け止められてきたことなのかということの認識を確認しておく必要が、どうも出てくるのではないかという気がしたという感想です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今のお話と少し関連するかもしれないのですが、一般的な実務感覚というか、依頼者とお話している感覚からすると、やはり訴訟記録になってしまうと、閲覧、謄写は自由にできるため、誰かに知られてしまうかもしれないという危惧やおそれというものを皆さん、持っていると思います。では、そういう情報を知った相手方がどうするかというと、普通だったら違法なことはやらない。なぜなら、例えばその情報を嫌がらせ目的のために外に出せば、名誉毀損行為などに該当し、不法行為だということになったりするのです。そういうことまで考えてそのようなことはしないという歯止めが利くという場合もありますが、閲覧、謄写が基本的に自由で、訴訟記録は公開されているものなのだから、書証として提出されたものを外に出すのは問題ないだろうという発想で、軽く考えている人もいるのかなと思います。現実にはそういう書証を外に出してしまっただけで、名誉毀損だという話になった事例というのは承知しているところであります。

そういう意味で、秘密保持命令が出れば、駄目出し的な注意喚起には大いになるのだろうと思います。だから、秘密保持命令は、限定的に限られたものにのみ出せばいいような気がしていて、その代わり、限定されればされるほど、制裁を重くすることも可能となるのではないのでしょうか。対象が広がれば制裁はあまり重くすることはできないので、中間的に秘密保持命令は掛かっていないけれども、名誉毀損的な使い方をすれば問題になるような部分が存在するというような形なのかなというように伺っていました。

事案としては、性犯罪の被害者が加害者に損害賠償請求をする場合、性被害の態様は、本人にとって生活上の重大な秘密であるし、他人に知られれば、日常生活を営む上で重大な支障を生じるものであると思いますので、そういったものを保護できる仕組みというのは、やはり作っておく必要はあって、実際に実効性があるかという話になると、なかなか難しいのだけれども、実効性を高めようとするれば、先ほど申し上げたように、確信的な部分については秘密保持命令を出して、かなり重い制裁を科すということができるようになるのかなと思います。その点で、先ほど委員が言われたような、消費者と事業者との間での訴訟案件とはちょっと感覚が違う事案もあるように思います。だから、一般民事訴訟案件ということになると、どの辺で秘密保持命令を出すのがよいかというところが課題なのかなというように思って聞いておりました。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 対象の範囲について、別の委員から先ほどご発言があった文書提出義務等を広げるということに、何かとの兼ね合いで秘密保持命令の対象を考えるという観点からすると、確かに団体の意思形成過程なども対象にするというのは、ある意味一貫する考え方だということにはなるのだろうと思います。そうすると、それは閲覧等の制限の対象にもなるの

でしょうけれども、そこまで広げるといことが、なかなかわかに、そこまでいけるの
だろうかという、私自身はちょっと躊躇を感じるというのが、率直なところではありま
す。

もう1つは、その関係であまり重要な点ではないのかもしれませんが、気になっている
のは、意思形成過程みたいな話というのは、例えば証言拒絶という形では保護されていな
いわけで、私生活上の重大な秘密については、恐らく証言拒絶についても整備するという
話があり得るのかもしれないのですが、現状、既に閲覧制限の形では保護されているとい
うことなので、取っ掛かりはあると思うのですが、閲覧制限の対象にもなっていない
し、証言拒絶の対象にもなっていないものについて、秘密保持命令とか閲覧制限も対象
に含めていくということまで、一足飛びにいけるのだろうかというのがよく分からない
ところがあります。ただ、理論的に絶対駄目だということでもないのかもしれませんが。

もう1つは、証言との関係でいうと、私生活上の重大な秘密でも同じなのですが、
これは後で関連する話が出てくるかもしれませんが、第三者の関係で出てくるかもしれま
せんけれども、理論的には証言を求められて、私生活上の重大な秘密について何かしゃべ
るとかということも考えられるところで、その場合にどう考えるかと。一応、その証拠に
は証言も含むということなのかもしれませんが、その辺りの整理が文書の場合
と証言と保護範囲が微妙にずれていたりすることとの関係として、何か整理が必要
な感じがしております。

もし、証言も含めて完全に保護しようとする、これは公開停止などの話になってきて
しまうということで、人訴では公開停止はあるけれども秘密保持命令はないとか、そうい
ったこともあるのですが、その辺りを私生活上の秘密ということだと、何か人訴では、そ
ちらは公開停止で保護していることがあるわけなので、どのように組み合わせるの
が一般民事の在り方として適切なのかというのが、私は自分ではまだ十分整理ができていな
いと感じているところです。すみません、まとまりがなくて恐縮ですけれども。

○座長 ありがとうございます。そのほかはいかがですか。

○委員 資料7ページの20行目に刑事関係文書について、第220条第3号の提出の後の
話が出てきます。刑事関係文書についての4号ニの削除案ではないので、その点からは反
対するのですが、反対の理由はもう1つございます。つまり、利益衡量で迷っていた分が
利益衡量によって、この制度があることによって広がれば意図したことになるのですけれ
ども、そもそも法律関係文書というのが4号ニとの関係で技術的に使われている感がござ
います。4号ニを削除しないままにこれが入ると、裁判の公開へのブレーキとなり、国民
の知る権利や報道の自由への制限になりかねないのではないかと考えています。したが
いまして、刑事関係文書が削除された後に、まずそれを定着させて、閲覧制限でもっと利益
衡量を広げる必要がでてきたときに、このような規定が入ることはよいのではないかと思
いますが、現時点でのご提案としては、疑問を呈さざるを得ないと思います。

もう1つは、令和2年の判決で、林景一裁判官と宇賀裁判官が4号ホ自体を改正できる

のではないかという立法論の趣旨の意見があったと思います。それを含まないと、後で時間を頂きますけれども、削除案あるいはこの意見のような形で抜本的に見直すほうがよろしいのではないかと感じました。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○最高裁 最高裁でございます。全く別の話について、1点質問です。既に議論をされていたら申し訳ございません。今回の資料では、特に不服申立ての点について記載はありませんが、この点について、そもそも認めないのか、特許法のように却下の決定についてだけ認めるのか、双方について認めるのかなどの選択肢があるように思われますが、検討されているところがありますでしょうか。また、今回、第三者についても対象としているので、第三者による不服申立ても認めるのかという点をどのようにお考えなのかということについても、ご検討されているところがあれば教えていただければと思います。

○法務省 法務省から説明させていただきます。今回、不服申立てのところまで記載していなかったのは、新たな制度提案を含むものなので、まずその方向自体についてご議論いただきたいというところで、更に詳細については記載しておりません。不服申立ての仕組みとしては、特許法の秘密保持命令や、民訴法の第三者による閲覧等の制限の規定についての不服申立ての規定がありますが、1つ考えられるのは、それらの規定と同様に、制限の決定自体に対する不服申立てはできないけれども、取消しの申立てを事後的にする、却下については申立てができると。そのような規律にするというのが1つ考えられるのかなと思います。そこは更にご議論いただく必要があるところかと思っております。

もう1つは、保護の対象となる第三者が不服申立てをできるのかということについては、この提案では、基本的には保護の対象として第三者の情報を含めるけれども、申立てについては当事者のみが申立てをするという、資料の第3の所で例外はありますけれども、そのような仕組みですので、不服申立てについても同様に当事者のみが不服申立てをする、手続の主体については、あくまで当事者であるということ为前提にした提案となっております。以上です。

○座長 よろしいですか。この資料にははっきり書いていないけれどもというお話でした。

それでは、第1につきましては、ひとまずここまでとさせていただきます。弁護士委員の先生方からご提供いただいた参考資料14につきましては、簡単にご説明をお願いできますか。

○委員 簡単にご説明させていただきます。参考資料14では、1ページの第1「提案の趣旨」としまして、法220条の文書提出義務につき、文書提出義務の例外として認められている刑事関係文書(法220条4号ホ)を削除するという提案をしております。

提案の理由ですが、1ページの18行目以下、現行法における刑事関係文書の扱いについて記載しております。2ページの11行目以下で述べているとおり、この刑事関係文書は、現行法上、一般提出義務文書の例外とされながら、平成8年改正の際には不要として廃止が議論されていた法律関係文書として発令するという判例上の取扱いになっておりま

して、言わば便法により提出が認められている状況にあります。

続いて、2 としまして「刑事関係文書に限って法律関係文書であることを要請される不合理」について述べておりますが、2 ページの 19 行目以下、第一に、証拠調べに高度の必要性が認められる類型の事件において、比較衡量のアプローチに入る手前の段階で門前払いが生じることの問題点があります。さらに、3 ページの 16 行目以下、その裏返しの問題でもありますが、第二としまして、判例法理が採用する比較衡量のアプローチではなぜ不足するのかということの問題点について述べています。さらに、4 ページの 12 行目以下で、3 としてイン・カメラ手続等が排除されていることの問題点も指摘しているところです。5 ページの 3 行目以下で述べているとおり、法律関係文書が刑事関係文書の開示ルートとしてだけ存続していることは不合理であると考えます。

最後、結論ですけれども、刑事関係文書について一律に文書提出義務から除外する 220 条 4 号ホを削除した上で、刑事関係文書についても公務秘密文書に該当するものとし、監督官庁からの意見聴取制度やイン・カメラ手続を適用した上で、従前形成されてきた判例法理の比較衡量のアプローチによって開示の可否を判断すべきと考えます。

○座長 ありがとうございます。この点について法務省から何か。

○法務省 ただいまの弁護士の委員の方から頂いている意見書につきましては、刑事関係文書の文書提出命令に関して、刑事関係文書を一律に提出義務から除外する民事訴訟法第 220 条第 4 号ホを削除し、個別の刑事関係文書が文書提出義務から除外されるかどうかは、同号ロ（公務秘密）に該当するかどうかによって判断すべきというものと理解しております。

刑事関係文書につきましては、刑事事件における実体的真実の解明という公益の追求のため、関係者の名誉・プライバシーについてまで深く立ち入って作成されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律などの規定の適用が除外され（刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項）、また、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等において、それぞれの文書の性質に応じて、その開示の要件・方法等について独自の規律が設けられております。

例えば刑事訴訟法第 47 条では、被告人、被疑者その他の関係者の名誉・プライバシー等を不当に害することなどを防止する目的で、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定されています。また、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等については、被告人又は弁護人による目的外の提供等が禁止され、その違反に対しては罰則が設けられています（刑事訴訟法第 281 条の 4、第 281 条の 5）。

また、弁護士の委員の意見では、民事訴訟法第 220 条第 4 号ロの公務秘密文書該当性の枠組みで判断すれば足り、刑事関係文書の枠組みは不要である旨の指摘をされているようですが、公務秘密文書該当性の判断については、個々の事案における個別事情を勘案して判断されるものであり、捜査の秘密等の関係から、文書を所持する捜査機関等において個別事情を詳細に主張することが困難な場合が存在し、そのような場合、本来考慮されるべ

き事情が的確に考慮されないまま公務秘密文書該当性が判断されて、本来であれば開示されるべきでない重要な捜査上の秘密が開示されるなどの弊害が生じるおそれがあります。

以上のような事情を踏まえまして、刑事関係文書については、開示・不開示の規律を刑事手続又は少年手続上の開示制度に委ねる趣旨で、民事訴訟法第220条第4号ホにより、一般的文書提出義務の除外文書とされているのであり、現時点において、このような趣旨が揺らぐような状況にはなく、インターネット上における名誉・プライバシー侵害等が深刻化している昨今の情勢を踏まえると、その保護の要請は一層高まっているものと考えています。

その上で、刑事関係文書について、文書の所持者を挙証者の立証に協力させることが公平に適うとされる類型である法律関係文書に該当する場合の文書提出命令（民事訴訟法第220条第3号）については、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることにより被告人等のプライバシーが侵害され、又は刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどといった弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当であるとされ、これは最高裁決定平成16年5月25日のものですが、判例法理が形成されてきているところです。

このような状況の下では、民事訴訟法第220条第4号ホを削除し、文書提出命令に関する一般的提出義務の対象に刑事関係文書を含めることを本研究会での検討事項とすることについては、慎重に対応する必要があると考えられます。以上でございます。

○座長 ありがとうございます。議論があるところですがけれども、事務局からのコメントということでございました。

それでは、休憩させていただきます。

（休憩）

○座長 それでは、再開します。続きまして資料9ページ、第2「秘密保護のための閲覧等の制限」の議論に入っていきたいと思えます。それでは、内容的な説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明します。第2の「秘密保護のための閲覧等の制限」では、民事訴訟法第92条の第三者による閲覧等の制限について、現行法では当事者の秘密のみが閲覧等の制限の対象となっているところ、その保護の対象に第三者の秘密を加えることや、その場合における手続を開始する仕組みとして、引き続き当事者の申立てによるものとするなどについて取り上げています。また、先ほどご議論いただいた第1の秘密保持命令に関して、第三者の秘密情報を秘密保持命令の対象とすることについても、併せて第2の部分でご議論いただきたいと思います。

現行の民事訴訟法において、第三者の秘密は、第三者が証言や文書の提出をする場面において、提出等の義務から除外すれば足り、当事者が提出する文書などに第三者の秘密が

含まれる場合には、基本的に当事者と当該第三者との間における不法行為などの実体法上の権利関係の問題として整理されると考えられます。一方で、これまでの本研究会での議論を踏まえると、SNS などの情報通信技術が発達し、情報の拡散が容易になるという社会情勢の変化の中で、第三者の秘密を保護した上で、当事者が第三者の秘密を含む文書を裁判所に提出する必要性が高まっているとも考えられます。

そこで、資料の 33 では、第三者の秘密を保護する仕組みとして、本文第 1 の秘密保持命令の対象に第三者の秘密情報を含めること、本文第 2 の閲覧等の制限の対象に第三者の秘密を加えることについて、ご議論いただくものとしています。

資料の 12 ページの 2 の(3)において、第三者の秘密を対象とした秘密保持命令や閲覧等の制限を設ける趣旨として、第一次的には当事者が第三者に対し不法行為責任を負うことを回避しつつ、勝訴するために必要な主張立証などを行うことを可能にすることにあるとして、その具体的な仕組みとしては、当事者の申立てによるものとするなどについて検討しています。なお、10 ページの 1 の(4)においては、当事者の秘密の保護が必要となると考えられる具体的な場면을例示するなどしています。第 2 の説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。第三者の話は先ほども出てきていましたし、若干、議論もしましたが、第 2 についてご意見、ご議論を頂ければと思います。

○委員 よろしいでしょうか。申立てを誰に認めるかといった具体的な規律については、私自身はまだ十分に考えがまとまっていないところがあるのですが、基本的に、仮に訴訟記録中に第三者の私生活についての重大な秘密であるとか、営業秘密であるとか、それが開示されると社会生活に著しい支障を生じる、そういった事情が認められるときに、当事者の秘密であれば保護するけれども、第三者の秘密だという場合には一切保護しないということは、説明しにくいように感じています。そのように考えますと、第三者についても秘密の主体として含めて、閲覧制限の対象にするという方向は十分あり得る方向なのではないかと考えています。とりあえずの雑駁な感想ですが、以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 私も一人前の委員と同じようなことを考えていまして、当事者の秘密であれば保護されるのに、第三者の秘密は保護されないというのは変だなというか、当事者は自分のために訴訟をやっているのに、その必要性から第三者のものが出たときに第三者の秘密が保護されなくてもいいというのは、確かにバランスが取れないと思いますので、こういう制度があってもいいのではないかと、今のところ賛意を覚えています。では、申立権を第三者に認めるのかという話になると、それはそれで結構混乱するような気がします。当事者ではない多くの人々が申立権をもつという状況を生じさせないという意味で、今のところ当事者にだけ申立権を認めるという今のご提案には、基本的にそれでいいのではないかと考えています。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今回は文書提出命令が中心のような感じがするので、ちょっと違うことを言って

申し訳ないかもしれないのですが、調査嘱託でもって第三者の秘密が裁判所の手に入るとい場合もあるような気がしていて、それは何でかという、随分前に生命保険会社の方の現状報告を伺ったときに、三大疾病の保険金の支払いや、がん保険金の支払いということで病歴が分かってしまうということが問題とされているという話があったと思います。口頭弁論に提出する際に、裁判所が訴訟指揮でもってその分は非開示にするということではできるのかできないのか、ちょっとよく分からないのですが、弁論に提出する際は開示が原則だとすると、どこかでその秘密を守るという手続も要るのではないのかなという気がしています。その場合は 12 ページの資料だと、裁判所の職権で可能にするということも検討し得るところではありますが、取りあえず当事者申立てによると書いてあるのですが、このケースは裁判所が職権で制限するというのもあっていいのではないかという感覚をちょっと持っていて、それでちょっと質問差し上げようかなと思いました。調査嘱託はそもそも今回入らないということなのでしょう。

○法務省 まず、対象としていろいろな観点があると思うので、今、第 2 の議論をしていますが、第 3 で議論しているような文書提出命令を第三者に発出する場合に、その第三者も申し立てることができるというような、そういう意味における第三者が、自分が何かを出すということを裁判所から嘱託されたときに、提出するものについて民訴法の保護を求めることができるかということであると、第 3 では、調査嘱託を対象に含めてはいません。これは第 3 の所の話ですが、第三者に対する制裁があるかどうかというようなことなど、規律の前提が異なっているというところがまずあります。

次に出てきたもの、調査嘱託に応じて、第三者が嘱託に応じて出してきたものについてどうするかという話ですが、前提として当事者がその出てきたものを前提に、秘密の保護について申立てをすることができるという仕組みになっていますが、他方で文書提出命令の場合や、文書送付嘱託の場合のように、証拠になる前の段階があるかどうかの違いというものもあるように思われます。今、直ちにどうかということ、私のほうからは申し上げられないところですが、文書送付嘱託は先ほどご説明したようなところで想定しているところでは、調査嘱託のときはどうするかというのは、委員の皆様方にもご議論いただければと思います。

○座長 訴訟記録になった後は、第 2 の閲覧等の制限の問題になるわけですね、もともとが調査嘱託でも。訴訟記録にまだなっていないと観念されるステージでどうなるのかというのは、第 3 の問題ということになるかと思いますが、委員、それでよろしいですか。

○委員 裁判所の職権でということはある程度はあり得ないのかという点だけがちょっと気になっていたものですから、それだけです。

○座長 今の点については、問題提起を頂いたということになるかと思いますが。

○委員 今の委員と法務省のご議論の関係で、過去にされた議論と重複するところもあるかと思いますが、記録にしないという形で目に入らないようにするという保護の在り方というのが、一般論としてはあり得るところなので、当事者が証拠として提出するというプ

プロセスを挟むならば、当事者が証拠として提出する時点で選別が働いて、一部を消したりすることも考えられて、そういうものとしても証拠価値が十分にあるということであれば、そうした対応をした上で証拠調べがされて、記録に残るのもそのような最初からセンシティブなところには線が入ったようなものになっているということが、一方ではあり得そうだということになるかと思えます。調査嘱託が特殊なのは、その当事者による選別のプロセスが挟まらないという前提がどうやらあるということを経験した気がしまして、その場合は、裁判所に、そのまま訴訟資料になるという前提で回答が届いて、原則としてそれがそのまま訴訟記録になるということで、そうすると、その場面では記録にしないという裁量は裁判所の側にはないと理解されていると私は理解しています。

本当にそういう考えが必要になるのか、私はよく分からないのですが、現にそう理解されているのだとすると、その後で何かコントロールをするにはさしあたりは閲覧制限を掛けるということしかなく、そのイニシアチブを当事者あるいは第三者だけに持たせるということでのよいのか、職権でという選択肢を付けたほうがいいのかということが今、議論の俎上に上っており、先ほどの委員はそこは職権でもいい、認める余地があるのではないかとということをおっしゃっていたのではないかと理解をしました。

理解しただけで、特に意見があるわけではないのですが、そういう状況があるので、恐らく、あまり第三者の情報といっても、当該訴訟と関係してそんなに意味があるような情報でなければ、マスキングなどがそもそもされているというほうが無難なような気がするのですが、なかなか完全にその機会を担保するようなフローに今ところなっていないという課題があるのではないかと。ただ、それを直接議論するような場面設定には必ずしも今回なっていないので、このような形で切り取って問題にしたときに、特に第三者というものをこの文言に入れることに問題がありますかという部分では、あまり問題がないような気はします。

職権でというのも、この限りの判断で職権でということがあり得ることも、ここ特有の所では職権でそういうことをしてもいいのではないかと気は私もするのですが、ただ、訴訟記録について、あまり職権で手を加えるという、記録そのものに手を加えるわけではないのですが、記録の扱いに職権で立ち入ることが一般論としてはそんなに望ましいことではないような気もしています。それなしでもうまくいくようなやり方があるのであれば、それなしでうまくいくようなやり方を考えるほうが衛生的かなという感じはするのですが、仕方なければ当事者にインセンティブが期待できない場合もあるよねということであれば、そういう配慮を裁判所の側の誰かということが一応、できるという設計にもそれなりに理由はあるかなというところかなと思います。

○座長 ありがとうございます。

○委員 送達場所の調査、それから被告特定のための調査で若干場面は違いますが、新しい手続ですと調査嘱託と呼ばないのかもしれませんが、民訴法 133 条の 3 で職権で閲覧等の制限を決定しているということ、送達場所の調査、それから被告の特定において広げ

るような議論をした記憶があります。そのときのアイデアとしては、閲覧制限の期間を定めてということを経験したと思いますが、同じ場面であれば似たような話になる。ただ、第三者の秘密が入ってきたときにどうするのかというのは少し分からないところがありまして、それが明らかな場合は職権でいくのか、あるいはそこは悩ましいのかと今、お伺いして思いました。

○法務省 法務省です。資料の前提としては、民訴法 133 条の 3 の場面では、まだ訴訟が係属する前で被告になる者もまだ調査されていることを知らないという中でという前提ですので、今回はそういう場面でもないところで、調査嘱託特有の特殊性をどう扱うかというところかと思えます。資料 12 ページの (3) の 2 つ目のパラグラフで書かせていただいたように、この資料でご説明している前提としては、第三者の秘密を保護の対象に含める趣旨として、当事者がその第三者に対する不法行為などの責任を負うことを回避しつつ、勝訴するために必要な主張立証・攻撃防御方法の提出を行うことを可能にするということを経験した制度の趣旨としてしていることからすると、仕組みとしての当事者の申立てによるものとするのが相当であるという前提に立っていますので、第三者の秘密の保護自体も重要な価値ではあるのですが、それを実現するという目的のための手続であることを前提とした記載にはなっていないというところを補足させていただきます。

○座長 資料の趣旨としてはということかと思えます。

○委員 よろしいでしょうか。今の点なのですが、理論的にはどうか、理屈としては当事者の私生活上の重大な秘密に関しても、同じ問題はあるにはあるということですよ。調査嘱託の場合に、いきなり訴訟資料になるという前提だとすると、その瞬間に誰かが閲覧するということが一応あり得るわけなので、当事者であれば、急いで制限の申立てはするということでしょうか、同じようなことは一応あり得る。第三者の場合にも同じなので、これは両者含めてそういった場合について何か適切な妥当な対応が可能なのかということは、考えてもいかなという感じがします。

裁判所でご苦労して作っていると思われるその事件管理システムというか、TreeS というか、そういったところで調査嘱託できた書類が最初にどういう形でシステム上に載って、それを当事者が外部的に記録化される前の段階で何か事実上チェックをして、閲覧制限の申立てなどができるような建付けになったりすると、事実上は問題がある程度回避されるということはあるのかなということをちょっと感じました。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 調査嘱託の場合、申立てが出た段階で質問事項を絞り込むことによって、そういうものが出てこないようにするということは、ある程度可能だと思います。しかし実は、弁護士会照会でも、弁護士会の審査の段階で、そういうことをやっているのですが、照会を発出した後、返ってくる回答を見ると、いわゆる過剰回答問題、すなわち、こちらが聞いていないことまで答えてこられてしまうということが結構あって問題になっています。ただ、弁護士会照会の場合は照会申出弁護士に渡す前に弁護士会に回答が返ってくるので、

そこで弁護士会がチェックを掛けて、回答してきた照会先に、これは過剰回答ですよねという話をして、修正をしてもらったり、事実上弁護士会の方で直してもらってよいという了解を得て、弁護士会が修正したものを照会申出弁護士に渡すということをしているのですが、同じような問題がおそらく調査嘱託の場合にも起こり得ると考えられるので、何らかの配慮が必要なのかなと思いました。

○座長 ありがとうございます。

○最高裁 先ほど、委員からシステムの関係のご質問があったところです。いわゆるフェーズ3は現在でも稼働している mints というシステムを改修して迎えることとなりますので、この mints を前提にご説明しますと、調査嘱託によって提出された資料については、その第三者が直接、あるいは書記官がシステムにアップロードすることになりますところ、システムにアップロードされた時点で、そのシステムを利用している当事者に対しては、通知が行くこととなります。その通知により、当事者としては、その調査嘱託の記録がシステムにアップロードされたことを知り、それによって内容を見て閲覧制限等の必要があるかをチェック・判断する契機にはなるということはありません。

○座長 ありがとうございます。

○委員 第三者の秘密の一例について、日弁連において考えていたものをご紹介します。自動車メーカーが PL 訴訟を提起されたような場合で、争点整理をする中である特定の部品の欠陥が争点になったときに、その部品メーカーの営業秘密を主張立証しなければいけないような場合などは、これに当たるのではないかという意見が出ていましたのでご紹介します。

○座長 第三者の営業秘密が問題になる場合。そのほかはいかがでしょうか。

○座長 よろしければ、第3に入りたいと思います。まずは資料の説明ということで、法務省からお願いいたします。

○法務省 ご説明します。「第3 第三者に文書提出命令を発する場合における秘密保持命令及び閲覧等の制限」では、裁判所が第三者に対して文書提出命令を発する場合に、文書の所持者である当該第三者又はそれ以外の第三者の秘密を対象として、文書の所持者である第三者の申立てにより、秘密保持命令や秘密保護のための閲覧等の制限をすることができる規律を設けることについて取り上げています。

資料15ページの1の(2)では、この場合に、当事者のみならず、文書提出命令の対象となる第三者も申し立てるものとするについて、第三者の文書提出義務の有無に関し、第三者の秘密を保護する措置を講ずることにより不利益性を緩和することを可能にして、文書提出命令の発令が可能になり得ることや、文書提出命令に係る第三者が、裁判所の命令に従わなかった場合には、過料の制裁を科される立場に置かれることなどの観点を記載しています。

また、16ページの1の(4)では、第31回研究会において検討対象となった現行の民事訴訟法第220条4号ニの文書提出義務の除外事由に関して、判例上の解釈を明文化する案を

前提としたとしても、第三者の秘密を保護する措置を講ずることにより不利益性が緩和され、文書提出命令の発令が可能になり得ることについて記載しています。第3の説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。では、第3についてご議論を頂ければと思います。

○委員 多少細かいのですが、2点、ご質問です。1つ目は、第3というのが、第三者に文書提出命令を発する場合における、その第三者あるいはそれ以外の第三者の秘密について書かれていますが、これが当事者に係る秘密の場合について、どのように考えればいいのかというご質問が第1点です。

それから第2点目が、14ページの上のほうの(2)で文書提出命令に係る秘密保持命令となっていますが、そうしますと文書提出命令に係る秘密保持命令の要件には欠けるのだけれども閲覧制限の要件には当たる第三者あるいは第三者等の秘密の場合には、保護に欠けることになると思います。そうしたときは、この文書提出命令に係る秘密保持命令は必ずしも要件としては不要ではないかと思わなくもないですが、いかがでしょうか。2点、ご質問します。

○法務省 まず1点目に関しては、第三者に文書提出で提出された文書に当事者の秘密が含まれている場合については、第1及び第2の規律によって当事者が申し立てることができるという建付けになっているので、第3の中で当事者が申し立てるということを記載していないのは、そのような趣旨です。

2点目に、14ページの(2)の冒頭の部分で、文書提出命令に係る秘密保持命令がされた場合という限定をしておりますが、この資料においては、(1)の秘密保持命令が出された場合に、(2)で併せてその閲覧制限についても、同じ場面を規律するというように書いています。では、秘密保持命令がない場合においても、第三者が文書提出命令を命じられて文書を裁判所に提出する場面で、(1)がなくても(2)だけの閲覧等の制限を文書提出命令に係る第三者も申し立てることができるという制度があってもいいのではないかと、そこはそういう議論もあり得るかと思えます。特に資料ではそれを排除するというよりは、秘密保持命令が出ているのに閲覧制限がないというような、リンクしないというのは合理性を欠くのではないかとということで併せて記載していますが、秘密保持命令がない場面について排除するという趣旨ではありませんので、そこもご議論いただければと思います。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今の補足です。日弁連の試案では、私生活上の秘密については秘密保持命令と閲覧制限で要件が一緒なのですが、営業秘密については要件が異なっていて、事業活動に支障を生じるおそれということで、秘密保持命令は要件が加重されていてというのが趣旨でした。ありがとうございます。

○法務省 もし(2)の閲覧等の制限のみ認めるという場合には、閲覧制限の要件としては今の92条の要件のように、秘密保持命令に加重されている部分はないというような規律もあり得るのかなとは思っています。

○委員 よろしいでしょうか。基本的にその第三者の秘密が問題となっているので、限定的な場面ではあっても、その当該第三者に秘密保持命令なり閲覧制限の申立てを認めるということは、それ自体としてはあってもよいかないという気がします。しますが、その一般的な閲覧制限、第2のような場面は第三者には認めないという方向が示されていて、この文書提出命令のときは認めるというのは、義務が課せられるのであるからというようにどこに着目したご説明を頂いているように理解をしたのですが、主としては手続的に第三者も手続の関係者として関与する立場にあるので、その文提に対する即時抗告等も含めてあるという話なので、そこは併せてこうした申立てを認めても、それほど追加的な審理の錯雑化とか遅延とかにならないのではないかとこのころが大きいということなのかなと思います。

というのは、その点を除くとあまり違いはないというか、結局、秘密保持命令なり、あるいは閲覧制限がされれば、看過し難い不利益等まではないということで、義務が認められる場合というのは、文書提出命令を申し立てている当事者にとって求めている証拠が出やすくなるということではありますので、当事者に委ねておいても、そういう利益を得たいということで、申立てを当事者がするということは十分期待できるような感じもします。そうだとすると、その点ではあまり2の場合と変わりがないように思いますので、区別するとすれば、手続的にそれほど追加的な負担でないということになるのかなと思います。であれば原則、第三者に認めるということで、この場合はそれに当たるのだという説明はあり得るのかなと思います。何か十分な区別になっているのかなというのは、ちょっとよく分からないような、区別は可能だとは思いますが、あえてこちらは認めるというところ、そこまで強い理由があるような気もしない感じもしまして、ちょっとその辺りが第2との関係をどう整理したらいいのかなというのは、私には少しもやもやしているところがあるところです。すみません、まとまりがなくて、申し訳ありません。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今の委員のお話に関連するところで私も漠然と思ったのは、文提命令を受ける第三者というのは、もう当事者に準ずる会社なり人間なのだという理屈が一番あり得ると思えました。認めるのであれば、そういうように割り切るというやり方があると思えました。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今、委員がおっしゃったことに関連するところになるかと思えます。実務的にどうなのかということに関わりますが、第三者から文書の提出を求めるときに、命令までいかないで済むというケースを、どれぐらい想定するかということに関わってくるような気がするのです。提出すること自体やぶさかではないが、しかるべき措置がされることは担保したいというニーズがそれなりにあるとすると、文書提出命令等だけ第三者の申立権がひも付くと、そのためにあえて文書提出命令の発令にしたいというニーズを生むことになるような気がします。もしかしたら文書提出命令の件数が増えることになるかもしれない、それがいいことかどうかというのは、若干気になりました。文書を

ソフトに提出する場合にも同様の配慮をすることができないかどうか、できる方法があれば、もしかしたらそのほうがという気がしたところです。

○座長 ありがとうございます。委員、引き続きお願いします。

○委員 私も同じようなことを考えました。送付嘱託だったら出さないけれども、提出命令が出れば自分に権利が生まれるのだったら命令を出してほしいとか、当事者から求められて協力したいけれど、その当事者が秘密保持のために行動してくれるかどうか分からないから、文提命令をやってくれなどと言う第三者がいてもおかしくないとは思いました。少なくとも、送付嘱託ぐらいは、提出命令と一緒に認めて、嘱託をされた第三者に申立権を認めるという制度はあり得ると思いました。

○座長 ありがとうございます。資料としては、第三者が制裁を受け得るというようなところにも着目しているので、こうなっているのだらうと思えますけれども、ほかの建付けもあるのではないかとのご指摘を頂いたかと思えます。

○委員 よろしいでしょうか。私が資料を十分に理解できていなかったのかなと思ったのですが、第3で想定されている場面に関しては、第1の規律は適用されないという点でということですか。当事者が秘密保持命令の申立てをすることは、ここではできないということですか。

○法務省 できることを想定しています。

○委員 そこはできるのですね。なるほど、分かりました。第2はもちろんできるということだと思うのですが、特に第2の説明で、秘密保持命令や閲覧等の制限の趣旨という12ページの12行目で、第一次的には当事者が第三者に対する不法行為等の責任を負うことを回避しつつ主張立証を行うとか、要は当事者の十分な主張立証・攻撃防御というところで、それを可能にするというのが主眼にあるとすると、1つの考え方としては第3の場合も含めて、当事者に全てを委ねるということです。当事者が申立てをしないのであれば、それは出てこなくても、損をするのは当事者だという整理もあり得なくもないという気がします。

特に先ほどの文提が増えるのではないかとのお話については、そのために当事者が文書提出命令申立てをするのであれば、それは秘密保持命令等の申立てをしてくれればいいだけの話だと思いますので、必ずしもそうはならないのではないかとこの気もします。ただ、もともと第三者の利害・秘密保護ということからすれば、手続的な問題が顕在化しないのであれば、第三者への申立権は幅広く認めてしかるべきだという前提を置くのであれば、第3の場合を設けて、この場合は認めるのですよという整理もあるかと思えます。しかしそうなれば、それなりにその手続に本格的に巻き込まれている文書提出命令を発令しているというくり方も、それはそれであるのかなという気もいたしました。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○法務省 委員、ありがとうございます。そういう整理は十分あり得るかと思った次第です。ただ、資料を作成していたときに1点だけ気になったことは、不法行為責任が生じ

るかどうかについてです。当事者が自分で第三者の秘密を含むような情報を出す場面と、文書提出命令を申し立てて、裁判所の命令によって第三者が出したという場面で、不法行為責任が生じるかどうかは異なってくることもあるのかなど。そういう辺りをどう考えるのかというのも、実は難しい問題だと思ったところが1つありました。

○委員 よろしいですか。これは第2にも関係してくると思いますし、先ほどの調査嘱託の話にも関わるところがあると思うのです。当事者として文書提出命令の対象なり調査嘱託を契機として出てきたものに、第三者の非常に重大な秘密が含まれているということを認識し得るべき状況にあって、かつ、その場合に秘密保持命令なり閲覧制限なりの申立ては、やろうと思えばすぐできるという状況にあったときに、それを怠った故に第三者が閲覧したり、相手方当事者がそれを何らか良からぬ使い方をしたり、ほかの人に漏らしたりといったことで損害が生じた場合については、やはり不法行為責任の問題は十分に生じ得るのではないかと思います。ただ、自分で積極的に出した場合と比べると、過失等の立証等はやや変わってくるころもあるのかもしれませんが、本質的には同じなのかなど、私自身は感じているところです。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 第1の所ですが、たまたま当事者が第三者の営業秘密などを持っていて、文書提出命令に応じて提出したとして、不法行為責任を負う可能性があるのか、故意過失があるのかよく分からないのですが、問題となるのは当事者と第三者との間で何らかの守秘義務を負って、それで第三者の秘密を持っている場合などに限られるという気がします。

第2や第3の場合も同じで、第3も、他人の営業秘密を持っている場合があるので、秘密の保持主体である当事者らが、提出命令の発令後に、第三者に対して不法行為責任を負うかどうかという問題とは切り離して純粋に、第2であれば第三者の秘密で、第3であればもう1つ別の第三者の営業秘密を保護する制度であると位置づけて、そうすると、申立ての手續をあまり複雑にするのは望ましくないとはいえども、秘密の主体である第三者らに申立権を与えるかあるいは何らかの形で手續に関与して、秘密の範囲や保護の必要性をちゃんと判定するための資料を与える機会を与える必要があると思います。何か不法行為責任を負う可能性があるとするとならば過大に閲覧の制限が行われる可能性や、提出されない範囲が広がる可能性もあるので、申立権者に秘密の保持主体を入れておくという方向も考えられるのではないかと思います。

○法務省 保持主体というのはどういうものですか。

○委員 保持主体というのは、当事者は営業秘密だけれども、第三者のプライバシーや第三者の営業秘密とか。

○法務省 秘密が帰属する主体ということですか。

○委員 はい、そうです。

○座長 委員、お願いします。

○委員 その前に先ほどの委員がおっしゃったことに関して思ったことを。第3は第1が

前提になっているということは、私の先ほどの発言もそれを前提にしている、仮に認めるのであれば、第三者の権限を基礎付け得る理由としては、どのようなものがあるかという意味で言ったつもりだったのです。

それはそれとして、第三者への文書提出命令を申し立てる当事者に申立権を認めれば足るのではないかというご意見があったと思うのです。しかし、第三者である文書の所持者と申し立てる挙証者との間では、文書提出義務の存否について利害が対立しているところがあるのです。挙証者としては、何ら保護に値しないものだから出すべきだという言い方をするときもあります。もちろん、保護されるから出してほしいという言い方もあるとは思いますが、一般的には利害が対立するところがあって、何ら保護に値しないものだから出すべきだというときに、保護の申立てを当事者に任せておいていいかということ、制度として、任せておけないのではないかと思ったということを申し上げます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今の委員のご発言と関係するところです。日弁連の提言では、申立権者について秘密保有主体、先ほどの文書の所持者も認めているところです。その趣旨は、不法行為云々ではなくて、秘密保護の点にあり、そうすると、必然的に文書所持者に申立権を与えるということになるかと思っております。それが1つです。

2点目が、資料の15ページの28行目以下の所です。自己利用文書の該当性が争われた場合に、秘密の保護が図られることによって、次の16ページに行って、不利益性がない、あるいは特段の事情があると判断されることで、文書が出やすくなるのではないかとというくだりがあります。ここが文書がより出やすくなるという意味において、日弁連の考え方やベクトルを同じくするところではあります。違う点としては、15ページの31行目の「秘密の保護が図られ」という箇所です。ここは私生活上の重大な秘密、あるいは不正競争防止法上の営業秘密というところで、なかなかハードルが高いのです。単なる秘密ではなく、相当限られた秘密ということになっております。ここでこういうくだりをお書きいただいたことは有り難いのですけれども、これによって自己利用文書の除外事由からの削除と同じような効果が得られるとは考えていないのです。何が言いたいかということ、やはり自己利用文書の除外事由の削除はすべきではないかというところを、改めて申し上げたいと思いました。

○座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。依然としてちょっと混乱しているかもしれないのですけれども、第2のような場合でも、そもそも不法行為が成立するかどうかについては、いろいろと問題があるということだとすると、その点を十分に検討した上でこういう説明が成り立つのか、こういう検討をする必要があるのかなと思います。仮にそれは十分不法行為が成り立ち得るということだとすれば、第3の場合でもあり得るのかなと私自身は考えています。

第3の場合について義務が広がるというのは、最初にした発言と重なりますけれども、

自己利用文書を残すという前提で考えたときは、主として営業秘密の関係で広がる可能性があるということであって、私生活上の重大な秘密については、秘密保持命令や閲覧制限の対象になりますよと言っても、それによってあまり広がることにはならない可能性があるように思っています。そういうことがあるのですけれども、少なくとも営業秘密の関係では、秘密保持命令や閲覧制限が前提になるのであれば、義務を認めてよいということはあるように思っています。

そのとき、基本的には第三者が提出義務を争う。保護に値する営業秘密があるから義務を負わないと争う場面が想定されていて、だからこそ秘密保持命令等の対象にもなり得るということだと思のです。しかし当事者としては当然、営業秘密等として保護に値しないという主張もするかもしれませんが、それが認められないということになれば、そのまま当然、申立却下ということになるわけです。いわば予備的に、仮に保護に値するものとしての秘密保持命令を申し立てるので、それも併せて勘案すれば、やはり認められない、保護に値しないですから、文書提出義務があるという攻撃防御になることは十分考えられると思います。第三者に申立権を認めるべきでないという、強い意見があるということでは全くないのですけれども、当事者が申立てをするインセンティブは、それなりにあるのかなというようには考えております。以上です。

○委員 第三者に申立権を与えるかどうかですけれども、私生活上の秘密もそうですし、営業の秘密もそれが秘密かどうかということは、当該第三者から見えないと分からないということもあると、私は思っています。そういう意味で第三者にも独自に申立権を与える意義はあると考えています。

○座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。差し当たり、この辺りでよろしいでしょうか。それでは、本日はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。